

## 最終報告に当たって

平成18年3月、主に市町村立の義務教育諸学校を対象に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成されました。その中では、学校運営の自律的・継続的な改善、地域住民や保護者の学校運営への参画の促進、学校の設置者等の学校に対する支援や条件整備等の改善による「教育の質の保証」のための事項が示されました。さらに、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改定により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられました。

このように学校評価が推進される今日の教育情勢の中、本市においては、平成18・19年度に「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」の推進地域として文部科学省の委託を受け事業を実施してまいりました。「学校評価ガイドライン」を指針として、学校評価推進のための組織づくり、自己評価のための項目の選定、評価方法の在り方、結果を受けての改善や公表等について、評価実践協力校である市内11校（小学校7校、中学校4校）の実践をもとに進めてきました。地域や保護者の理解を得て学校が活性化できる学校評価の在り方を試行錯誤を繰り返しながら探ってきたところです。こうして進めてきた本市の学校評価の特色を集約すると、次の5点に表すことができます。

- 評価結果を受けての改善、質の向上、公表による評価システム
- P D C A サイクルにもとづく学校評価
- 学校、地域・保護者、教育委員会が連携した組織的な学校評価
- 教師、児童・生徒、保護者、学校関係者による多角的な学校評価
- 1項目1シートにまとめた簡潔な学校評価

ここにこの2年間の学校評価事業の取組みを「最終報告書」としてまとめ、事業の歩みの一端を示しています。しかしながら、学校評価システムがやっと軌道に乗ってきた段階であり、今後も継続的な見直しが必要だと感じております。本報告書をお読みいただいた皆様からの忌憚のないご意見、ご指摘を賜りましたら誠に幸いです。

また、最後になりましたが、本事業にかかわりご指導していただきました福岡県教育庁義務教育課指導主事家入禎博先生、福岡教育大学教授大坪靖直先生、山口喬先生、中村俊哉先生、津川裕先生、筑紫女学園大学准教授山崎安則先生をはじめとする多くの先生方、並びに学校評価運営委員、学校関係者評価（外部評価）委員としてご尽力いただきました保護者、地域の皆様に心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

平成20年3月

太宰府市教育委員会  
教育長 關 敏 治